

秋田市告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------------------|------------------------|
| 株式会社オールアバウトライフ マーケティング | 東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1 号 |

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定公金事務取扱者に委託する期間

令和6年10月24日から令和7年3月31日まで